

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は多様化する住宅事情や急変する生活スタイルなどのユーザーニーズに対して「トータルライフケアサービス(生活総合支援企業)」を標榜し、活力ある事業活動により独創性・持続性を有し、かつユーザーの生活の利便性の向上及び当社の事業体において相乗効果の期待しうる商品・サービス群の提供を推し進めることで社会に貢献する企業体を目指しております。

そして、当社は経営の基本方針のもとで、住宅関連の分野における企業活動を通して、株主、従業員、取引先、顧客の皆様をはじめとするステークホルダーの期待に応えながら社会に貢献し、社会的責任を遂行していくことが使命であると考えております。これを実現するためには、経営の効率化を図り長期的に企業価値を向上させていくことが求められます。当社では、企業価値を適正化するため、経営体制の確立と徹底をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イーストアンドウエスト	2,764,900	21.25
西岡 勇人	1,027,600	7.90
加藤 匠翔	950,000	7.30
株式会社ウエスト	760,000	5.84
西岡 夏奈子	688,000	5.29
西岡 孝	400,000	3.07
西岡 江美	350,000	2.69
DBS BANK LTD. 700104	313,100	2.41
西岡 千栄子	281,000	2.16
森 利子	269,900	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 グロース
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
服部 弘嗣	他の会社の出身者		△									
木村 祐太	他の会社の出身者											
池田 晃司	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 弘嗣	○	○	服部弘嗣氏は、2021年3月から2023年3月まで当社社外監査役であります。また、服部弘嗣氏は独立性の基準及び開示加重要件への該当事項はございません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査・監督機能の一層の強化に活かしていただきたい為に社外取締役として選任いたしました。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当事項は無く、法律の専門家としての見識に優れるため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
木村 祐太	○	○	----	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査・監督機能の一層の強化に活かしていただきたい為に社外取締役として選任いたしました。また、独立性の基準及び開示加重要件への該当事項は無く、法律の専門家としての見識に優れるため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
池田 晃司	○	○	----	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査・監督機能の一層の強化に活かして頂く為に社外取締役として選任いたしました。なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、社外取締役の独立性に関し、基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所の定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は相互に連携して、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める為、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める為、ストックオプション制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役のサポート体制]

専従スタッフはおりませんが、管理本部が社外取締役および社外監査役のサポートをしていきます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2023年3月23日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることができる体制であると考えております。

当社取締役会は提出日現在、社外取締役3名を含む取締役5名から構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規定に則り、月1回を原則とし、必要に応じ随時、臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定をしております。

また、その他の任意機関として、経営上の重要事項を協議する経営会議を定例開催しております。

当社の監査等委員会は提出日現在3名(社外取締役3名)の監査等委員で構成され、監査等委員会規定に則り、月1回を原則とし、必要に応じ随時、臨時監査等委員会を開催し、公正・客観的立場から監査を実施しております。

一方コンプライアンスに関しましてはCSR経営に関する委員会規定に則り、原則月1回定期に開催するCSR委員会により第三者的な目線から監視するとともに、社内組織として管理本部、内部監査室及び会計監査人等と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能を強化することによって、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化等が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネットによる議決権行使を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	投資家向けの専用ページを作成しております。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

V内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守及び企業倫理の観点から、コンプライアンスに基づく適切な業務運営を図るために設置した「CSR委員会」と、当社を取り巻くリスクを包括的に把握し、的確かつ迅速に対処するために設置した「危機管理委員会」を一本化し、「CSR経営に係わる委員会」とともに、円滑なCSR委員会運営を図るため「CSR事務局」を組織いたします。これは、あらゆるリスクマネジメントとコンプライアンスにおける重要課題の解決を総括的かつ効果的に推進し、当社の様々なステークホルダーとのより良い関係の構築及び更なる向上の実現を果たしていく機関として「危機管理規定」ならびに「会議・委員会運営規定」に基づくものであります。また、「業務の有効性・効率性」、「財務諸表の信頼」、「関連法令の遵守」、など内部統制の根幹となる目的を達成するため、各業務において所定の基準や手順を定め、その管理・統制機能を活用・運用することで、各事業の部門長、スタッフ並びに現場を支える従業員が共有できる組織体制づくりを行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」の体制のもと、コンプライアンス規程等において、市民社会の秩序や安全に威嚇を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を持たないこととしております。また、関係を強要された時は、屈服せず断固とした態度で対峙することとしております。

当社は、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、毅然たる態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

Vその他

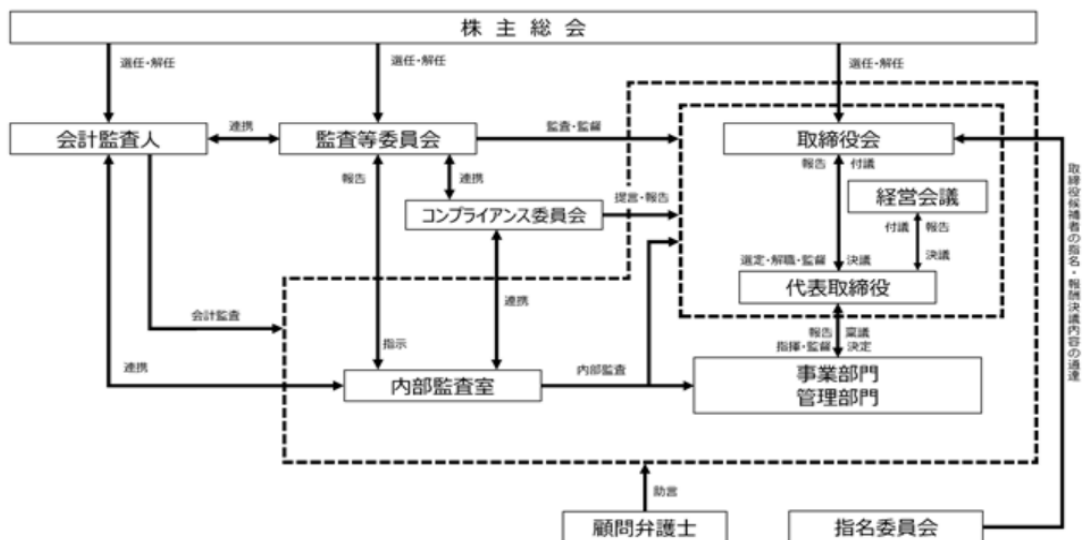
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



適時開示体制の概要（様式図）

適時開示手続に関する業務フロー図は次のとおりであります。

